

情報公開に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人坂井市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の文書の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、「対象文書」とは、本会の役員および職員（以下、「役職員」という。）が職務上作成し、または取得した文書および図画であって、本会が管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く

- (1) 官報、広報、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるもの
- (2) 一般の市民の利用に供することを目的として管理しているもの

(会長の責務)

第3条 本会の会長（以下、「会長」という。）は、その保有する情報の公開に努めるとともに、個人に関する情報が保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この規程の定めるところにより対象文書の公開を申し出ようとするものは、適正な申出をするように努めるとともに、対象文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(対象文書の公開を申出できるもの)

第5条 何人も、この規程の定めるところにより、会長に対し、対象文書の公開を申し出ることができる。

(公開の申出方法)

第6条 前条の規定による公開の申出（以下、「公開申出」という。）は、会長に対して、対象文書公開申出書（様式第1号。以下、「公開申出書」という。）を提出しなければならない。

- 2 会長は、公開申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開申出をしたもの（以下「公開申出者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、会長は、公開申出者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(対象文書の原則公開)

第7条 会長は、公開申出があったときは、公開申出に係る対象文書に次の各号に掲げる報（以下、「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開申出者に対し、当該文書を公開するものとする。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の特定の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が役職員または公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員および地方公務員（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該役職員または公務員の職および氏名ならびに当該職務執行の内容に係る部分（当該役職員または公務員の職および氏名に係る情報にあっては、公にすることにより当該役職員または公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該情報を除く。）
- (2) 法人その他の団体（国および地方公共団体ならびに本会を除く。以下、「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く
- (3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防または捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- (4) 個人または法人等が、本会の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に提供した情報であって、個人または法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (5) 本会、国および地方公共団体の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 本会、国または地方公共団体が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、本会、国または地方公共団体の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 国または地方公共団体が経営する企業に係る事務に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 法令もしくは条例の定めるところによりまたは協議会が法律上従う義務を有する国の機関もしくは地方公共団体の指示により、公にすることができないと認め

られる情報

(対象文書の一部公開)

第8条 会長は、公開申出に係る対象文書の一部に非公開情報が記録されている場合において非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開申出者に対し、当該部分を除いた部分につき公開するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときはこの限りでない。

- 2 公開申出に係る対象文書に前条第1号に掲げる情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(対象文書の存否に関する情報)

第9条 公開申出に対し、当該公開申出に係る対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、会長は、当該対象文書の存否を明らかにしないで、当該公開申出を拒否することができる。

(公開申出に対する決定等)

第10条 会長は、公開申出に係る対象文書の全部または一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨ならびに公開をする日時および場所を対象文書公開決定通知書(様式第2号)または対象文書一部公開決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。ただし、公開申出に係る対象文書の全部を公開する旨の決定をし、かつ、公開申出があった日に当該対象文書の公開を実施するときは、口頭により通知することができる。

2

エラー!り公開申出を拒否するときおよび公開申出に係る対象文書を管理していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、公開申出者に対し、その旨を対象文書非公開決定通知書(様式第4号)により通知しなければならない。

- 3 会長は、第1項の規定による対象文書の一部を公開する旨の決定または前項の決定をした場合において、当該対象文書の一部または全部を公開することができる期日があらかじめ明らかであるときは、当該期日および公開することができる範囲を前2項規定による通知に付記しなければならない。

(公開決定等の期限)

第11条 前条第1項または第2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開申出があった日から起算して15日以内に行うものとする。ただし、第6条第2項の規定により公開申出書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 会長は、事務処理上の困難その他やむを得ない理由により前項に規定する期間内に公開決定等ができないと認められるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、会長は、公開申出者に対し、速やかに、延長の期限および延長の理由を公開決定等期間延長通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第12条

エラー!(以下、「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、会長は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開申出に係る対象文書の表示および次の各号に掲げる事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

(1) 公開申出の年月日

(2) 公開申出に係る対象文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先および提出期限

- 2 会長は、第三者に関する情報が記録されている対象文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号ロまたは同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、第10条第1項の規定に基づく公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開申出に係る対象文書の表示および前項の各号に掲げる事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 前2項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第6号)によりするものとする。
- 4 会長は、第1項および第2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該対象文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定と公開を実施する日との間に少なくとも15日間をおかななければならない。この場合において、会長は、公開決定後直ちに当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定した旨およびその理由ならびに公開を実施する日を第三者情報公開通知書(様式第7号)により通知しなければならない。

(対象文書の公開の方法)

第13条 対象文書の公開は、文書または図画については閲覧または写しの交付により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長は、対象文書を公開することにより当該対象文書が汚損され、または破損されるおそれがあるとき、第8条第1項の規定により対象文書の一部を公開するときその他正当な理由があるときは、当該対象文書を複写した物を 閲覧させ、またはその写しを交付する方法により対象文書の公開を行うことができる。
- 3 前2項の規定により対象文書の公開を行う場合において、対象文書の写しを交付するときの交付部数は、公開申出1件につき1部とする。

(他の法令等との調整)

第14条 会長は、法令、条例、本会の規程等(以下、「法令等」という。)により、公開申出に係る対象文書が、何人にも前条第1項に規定する方法と同一の方法により公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該対象文書については、当該同一の方法による公開を行わないものとする。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には公開しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第15条 公開申出に係る対象文書を公開されるものは、下表左欄に掲げる対象文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる公開の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を納付しなければならない。

対象文書の種別		手数料の額
文書または図画	複写機により作成した写しの交付 (単色刷り)	一枚につき15円

(異議の申出)

第16条 公開決定等に異議がある者は、当該決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、会長に対して、異議申出書(様式第8号)により異議の申出をすることができる。

2 会長は、前項の異議申出書が提出されたときは、速やかに異議申出に対する決定を行い、異議申出回答書(様式第9号)により通知しなければならない。

(実施状況の公表)

第17条 会長は、毎年度この規程による公文書の公開の実施状況を公表しなければならない。

(情報提供の推進)

第18条 会長は、本会の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう情報の提供に関する施策の推進に努めるものとする。

(文書の管理)

第19条 会長は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、対象文書を適正に管理するものとする。

2 会長は、対象文書の分類、作成、保存および廃棄に関する基準その他の文書の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。

(委任)

第20条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

対 象 文 書 公 開 申 出 書

年 月 日

社会福祉法人坂井市社会福祉協議会会長 殿

郵便番号

住所または居所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人その他の団体にあつては、名称および代表者の氏名)

電 話 番 号

坂井市社会福祉協議会情報公開規程第5条の規定により、次のとおり対象文書の公開を申し出ます。

公開申出に係る対象文書の名称または内容	
公開の実施の方法（希望する公開方法の国内に印を記入してください。）	<input type="checkbox"/> 閲覧・聴取・視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付（ <input type="checkbox"/> 送付希望 ）

※印の欄には記入しないでください。

※ 担 当 課	
※ 備 考	

様式第3号(第10条関係)

対象文書一部公開決定通知書

坂社協第 号
年 月 日

殿

社会福祉法人坂井市社会福祉協議会 会長 印

年 月 日付で申出のあった対象文書の公開について、坂井市社会福祉協議会情報公開規程第10条第1項の規定により、次のとおり対象文書の一部を公開することを決定したので通知します。

エラー!	
エラー!	
エラー!	
※ エラー! エラー!	年 月 日(この日以降に改めて申し出てください。) (範囲)
エラー!	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他()
エラー!	年 月 日 午前 時 分から 午後
エラー!	
エラー!	(電話番号 内線())
備 考	

注

- 1 対象文書の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- 2 ※印の欄は、公開しない部分について、公開できるようになる期日があらかじめ明らかであるときに記入してあります。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課へ連絡してください。

様式第4号(第10条関係)

対象文書非公開決定通知書

坂社協第 号
年 月 日

殿

社会福祉法人坂井市社会福祉協議会 会長 印

年 月 日付けで申出のあった対象文書の公開について、坂井市社会福祉協議会情報公開規程第10条第2項の規定により、次のとおり対象文書の全部を公開しないことを決定したので通知します。

エラー!	
エラー!	
※ 公開することができる 期日および範囲	年 月 日(この日以降に改めて申し出てください。) (範囲)
エラー!	(電話番号 内線())
備 考	

注 ※印の欄は、公開しない部分について、公開できるようになる期日があらかじめ明らかであるときに記入してあります。

様式第5号(第11条関係)

公開決定等機関延長通知書

坂社協第 _____ 号
年 月 日

殿

社会福祉法人坂井市社会福祉協議会 会長 印

年 月 日付で申出のあった対象文書の公開について、坂井市社会福祉協議会情報公開規程第11条第2項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長したので通知します。

エラー!	
エラー!	年 月 日 から 年 月 日 まで
エラー!	年 月 日 から 年 月 日 まで
エラー!	
エラー!	(電話番号 _____ 内線(____))
備 考	

様式第6号(第12条関係)

第 三 者 意 見 照 会 書

坂社協第 号
年 月 日

殿

社会福祉法人坂井市社会福祉協議会 会長 印

坂井市社会福祉協議会情報公開規程に基づき、次のとおりあなた（貴 ）に関する情報が記録された対象文書について公開申出がありました。

本件公開申出に係る対象文書の公開についてご意見があれば、別紙「対象文書の公開に係る意見書」により回答してください。

エラー!	年 月 日
エラー!	
上記対象文書に記録されているあなた(貴) エラー!	
エラー! (担 当 課)	(電話番号 内線())
エラー!	年 月 日
備 考	

(別 紙)

対象文書の公開に係る意見書

年 月 日

社会福祉法人坂井市社会福祉協議会会長 殿

郵便番号

住所または居所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人その他の団体にあつては、名称および代表者の氏名)

電 話 番 号

年 月 日付け福祉協第 号で照会のあつたことについて、
次のとおり回答します。

(1、2のうち該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。)

- 1 公開に反対しない。
- 2 公開に反対する。
(1) 公開に反対する部分

(2) 公開に反対する理由(公開することで生じる支障等)

様式第7号(第12条関係)

第三者情報公開通知書

坂社協第 号
年 月 日

殿

社会福祉法人坂井市社会福祉協議会 会長 印

先に照会しましたあなた(貴)に関する情報が記録されている対象文書について、次のとおり公開することを決定しましたので、坂井市社会福祉協議会情報公開規程第12条第3項の規程により通知します。

エラー!	
公開決定により公開されるあなた(貴)に エラー!	
エラー!	
公開申出に対する決定 の表示	年 月 日付け福祉協第 号による 対象文書(一部)公開決定
エラー!	年 月 日
エラー!	(電話番号 内線())
備 考	

様式第8号(第16条関係)

異議申出書

年 月 日

社会福祉法人坂井市社会福祉協議会会長 殿

郵便番号

住所または居所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名(法人その他の団体にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け福祉協第 号で通知のあつた決定について、坂井市社会福祉協議会情報公開規程第16条第1項の規定により、次のとおり異議の申し出をします。

エラー!	
異議の申出にかかる決定内容	
エラー! エラー!	年 月 日
エラー!	

様式第9号(第16条関係)

異 議 申 出 回 答 書

福祉協第 号
年 月 日

殿

社会福祉法人坂井市社会福祉協議会 会長 印

年 月 日付けで提出のあった異議申出書について、次のとおり回答
します。

エラー!	
異議の申出にかかる回答内容	
エラー!	
備 考	